

すてきな笑顔と花のまち

HIGASHIKAGURA

東神楽 12

2024
December
No.723



Pick Up

- ・みんなで考えよう！東神楽町の公共交通
- ・年末年始くらしの情報ほか



The mayor column



花のまち随想

東神楽町長 山本 進

東神楽町は、令和6年10月17日に、交通事故死ゼロ3000日を達成しました。平成28年7月に発生した死亡事故を最後に、町内で交通事故による死亡事故は発生しておらず、8年以上にわたって交通事故死ゼロが継続しています。10月22日には、東神楽中で交通事故死ゼロ3000日達成・4000日目標町民集會が開かれ、交通・防犯協會、交通指導員、女性ドライバーセーフティクラブなど、多くの関係者の皆様にご参加いただきました。

また、東神楽小学校の児童が、令和9年（2027年）7月14日を目標とする交通事故死ゼロ4000日目標宣言を行い、改めて交通事故に遭わない、交通事故を起こさないことを確認しました。旭川市に近く、空港もあり、交通量が比較的多い中で重大な事故を防いでいるのは、北海道警察や交通安全関係者の尽力だけでなく、地域の皆さんが子どもたちの登下校を見守り、一人一人が注意を怠らなかつた結果だと思います。引き続き町を挙げて交通事故死ゼロの継続に取り組んでまいりますので、よろしく願います。

話は変わりますが、12月19日からアジアナ航空による旭川空港と韓国の仁川空港との間で定期便が復活します。当面週4往復ですが、今後とも便数の増加などを期待したいと思います。旭川空港は、国際線往來のピークだった平成27年（2015年）頃は、北京、上海、台北、ソウルと週に15往復ほどありました。当時は国際線ターミナルも整備されておらず、「インバウンド」という言葉も流行し、多くの外国人が観光に訪れることが大きな社会現象となりました。その後、国際線ターミナルが整備され、既存施設の改修も行われるなど、旭川空港でも「これから」というときにコロナ禍が起こり、一転して厳しい状況になりました。それから約5年が経過し、外国との往來も回復しつつあります。まだ上海などの往來は途絶えたままですが、今後はそれ以外の国や地域からの往來や国内他地域からの就航など、空港の活性化を期待しています。

昨年12月からLCCのジェットスターが定期便を就航しました。私も何度か利用しましたが、成田空港と都心の往來も含め、とても便利だと感じています。コロナ禍を経て、観光やビジネスで「行かない」「行かなくてもできる」ことも多くなりましたが、やはり現地で感じることは大切です。これからは旭川空港をさらにご利用いただければと思います。

復活します。当面週4往復ですが、今後とも便数の増加などを期待したいと思います。旭川空港は、国際線往來のピークだった平成27年（2015年）頃は、北京、上海、台北、ソウルと週に15往復ほどありました。当時は国際線ターミナルも整備されておらず、「インバウンド」という言葉も流行し、多くの外国人が観光に訪れることが大きな社会現象となりました。その後、国際線ターミナルが整備され、既存施設の改修も行われるなど、旭川空港でも「これから」というときにコロナ禍が起こり、一転して厳しい状況になりました。それから約5年が経過し、外国との往來も回復しつつあります。まだ上海などの往來は途絶えたままですが、今後はそれ以外の国や地域からの往來や国内他地域からの就航など、空港の活性化を期待しています。

復活します。当面週4往復ですが、今後とも便数の増加などを期待したいと思います。旭川空港は、国際線往來のピークだった平成27年（2015年）頃は、北京、上海、台北、ソウルと週に15往復ほどありました。当時は国際線ターミナルも整備されておらず、「インバウンド」という言葉も流行し、多くの外国人が観光に訪れることが大きな社会現象となりました。その後、国際線ターミナルが整備され、既存施設の改修も行われるなど、旭川空港でも「これから」というときにコロナ禍が起こり、一転して厳しい状況になりました。それから約5年が経過し、外国との往來も回復しつつあります。まだ上海などの往來は途絶えたままですが、今後はそれ以外の国や地域からの往來や国内他地域からの就航など、空港の活性化を期待しています。

はなひとわ

表紙は認定こども園ここからの生活発表会での一枚です。どの子どものびのびと楽しそうに舞台上に立っている姿がかわいらしかったです。さて、気づけば2024年も終盤。まるで年初の目標が新年の瞬間に溶けて消えたように、あっという間の一年でしたね。皆さんにとっての今年一番のできごとは何だったのでしょうか？来年はもっと楽しい話題をお届けし、皆さんに笑顔の花を咲かせられたらと思っています。本格的な冬の時期を迎え、寒さも厳しくなってきましたが、温かく、笑顔満載で良いお年をお迎えください。（き）

目次 CONTENTS

- p3 まちのできごと①
- p4~15 Pick up
- p16 スマイルキッズ
- p17 花のまち NEWS
- p18 子育て保健案内板、図書館
- p19 健康食育コラム
- p20 まちのできごと②
- p21~27 まちの情報案内板
- p28 イベントカレンダー

人口と世帯数	9,775人(+8)[-86]
令和6年10月末現在	▼男 4,641人(±0)[-29]
()内は前月比	▼女 5,134人(+8)[-57]
[]内は前年同月比	▼世帯数 4,422戸(±14)[+41]



このページの掲載写真は、希望があればご本人に差し上げますのでご連絡ください。

■ まちづくり推進課 ☎83-2113

01 交通事故死ゼロ3000日達成！

交通事故死ゼロ3000日達成・4000日目標に向けた町民集会在10月22日、東神楽中学校体育館で行われ、関係者ら約50人が参加しました。町が3000日を達成するのは平成18年以来、2度目。東神楽小代表の児童による目入れなどが行われました。また、集会後、北海道警察音楽隊による記念演奏会が行われ、4000日達成に向けて花を添えました。



02 彩り豊かなフルーツアレンジに挑戦！

複合施設はなのわの調理室で、10月26日、きんせん花の会が主催するジュエルフーツ教室が開催され、町民など16人がフルーツカッティングに挑戦しました。ジュエルフーツクリエイターで野菜ソムリエの田中美智子さんを講師に、パイナップルやブドウ、オレンジなどを使って彩り豊かなフルーツの宝石箱を作りました。

03 大人も夢中！心温まるおはなし会

旭川おはなしの会による「大人のためのおはなし会」が10月27日、東神楽町図書館で開催され、町民など約30人がおはなしの世界に耳を傾けました。「おもち一つでだんまりくらべ」「100万回生きたねこ」など6つのおはなしが披露されました。会員の一人は「これからたくさんお話を覚えて聞いてもらいたい」と話しました。



04 地域の未来を描くヒントを学ぶ

文化ホール花音で10月31日、「地域づくりセミナー」が開催され町民など約60人が集まりました。本セミナーでは、「総合計画とまちづくり」をテーマに、北海道大学公共政策大学院の山崎幹根教授を講師として迎え、総合計画の策定意義やまちづくりにおける実践的なアプローチについて具体例を交え講演が行われました。



年末年始 ぐりぐりの情報

公共施設などの休業期間

施設名	休業期間
複合施設(役場、会議室など)	12月31日(火)～1月5日(日)
町立診療所	
子育て支援センター	
地域世代交流センターぱれっと	
交流プラザつつじ館	
ふれあい交流館	
これっと・総合体育館	
東神楽町図書館	12月30日(月)～1月6日(月)
スクールバス	12月31日(火)～1月3日(金)

ごみの収集

【平常通り】 12月30日(月)まで

【休 止】 12月31日(火)～1月5日(日)まで

【再 開】 1月6日(月)から

ごみの出し方に関する注意点を「ルールを守って正しいごみ分別を」に掲載していますので、年末年始の大掃除などの際はご確認ください。

また、大掃除などで一度に大量のごみが出た場合は、しらかば清掃センターに直接搬入できます。受け入れできるごみは、燃やせるごみ、燃やせないごみ、大型ごみ、資源ごみ、有害ごみです。料金は、重量10kgにつき80円で、資源ごみは無料です。

なお、大型ごみは環境企業組合(☎83-5425)で受け付けます(12月28日(土)～1月5日(日)は休止)。

【しらかば清掃センターについて】

住 所 美瑛町字下宇莫別5 (☎92-2247)

営業日 月～土曜日(祝日も可)

休館日 日曜日、12月31日(火)～1月5日(日)
個人(一般)利用は12月28日(土)まで

資源回収物置の臨時閉鎖について

ふれあい交流館およびこれっと総合体育館に設置している資源回収物置は、次の期間閉鎖します。

【期 間】 12月30日(月)午後4時～1月4日(土)午前9時まで

※物置の外には置かないようご協力ください。

戸籍関係

年末年始休業期間の戸籍の届出は、複合施設はなのわの守衛室で受け付けます。届出の際には運転免許証などの身分証明書の提示が必要となりますのでお持ちください。なお、死亡届を提出する場合は、来庁される前に電話でご連絡ください。また、防災無線のお悔やみ放送を依頼する場合も併せてお伝えください。

マイナンバーに関する手続き

12月29日(日)から1月5日(日)まで、カード管理システムの停止および役場の年末年始休業期間のため、マイナンバーカードの交付、電子証明書の新規発行・更新など、マイナンバーに関する手続きが行えません。

※12月30日(月)は役場は開庁していますが、カード管理システムの停止に伴い、マイナンバーに関する手続きは行えませんのでご注意ください。

※12月29日(日)から1月3日(金)までコンビニ交付サービスは休止)

し尿くみ取りについて

【年内最終日】 12月23日(月)

【年始開始日】 1月6日(月)

※通常は毎月1日・11日・21日に実施。

※1月6日(月)にし尿くみ取りを希望される方は、12月27日(金)12時までに東神楽町商工会(☎83-2543)までご連絡ください。

※商工会は12月28日(土)～1月5日(日)まで年末年始休業。

医療関係

町立診療所は、12月31日(火)から1月5日(日)まで休業します。年末年始に病気やけがなどで急を要する治療を受けたい場合は、医師会で内科・小児科・外科それぞれに当番医を置いていますので、北海道救急医療情報案内センター(一般電話から：0120-20-8699、携帯電話から：011-221-8699)までお問い合わせください。

特集

みんなであらう！

東神楽町の 公共交通

Public trans portation



日本の地方自治体が直面している大きな課題の一つに、公共交通の持続可能性が挙げられます。特に、少子高齢化が進む地方では、バスやタクシーといった公共交通の運行を支える人手不足が深刻化しており、一方で高齢者を中心とした住民の交通ニーズは高まっています。この供給と需要のギャップは、自治体の社会インフラを脅かし、住民の生活の質にも大きな影響を与えかねません。

東神楽町もこの課題に直面しており、町民の生活を支えるための公共交通のあり方を考える時期にきています。本記事では、全国的な公共交通の現状を確認し、東神楽町内での現状や過去に行った「デマンドバスの実証実験」について改めて振り返り、また、広報10月号で実施したアンケート調査の分析結果から見えてきたこと、今後の町の取り組みについてお知らせします。

公共交通とは

まず、「公共交通」とは、特定の個人やグループではなく、広く一般の利用を目的とした交通手段を指します。これには、バス、タクシー、鉄道、フェリーなどが含まれ、利用者が定められた料金を支払うことで移動の自由を享受することができず。公共交通は、都市部においては通勤や通学の基盤であり、地方部では移動手段に限られるため、日常生活に欠かせない役割を果たしています。

近年、日本全国で公共交通を取り巻く状況は厳しさを増しています。特に、地方部ではバスやタクシー運転手の人員不足が顕著であり、その背景には、少子高齢化による労働力人口の減少、厳しい労働条件、さらには運転手の高齢化が挙げられます。具体的には、全国でバスやタクシー運転手の供給量は年々減少しており、2023年時点でタクシー運転手の不足率は20・1%、全国のバス運転手の不足率は2024年に約21%に達

すると予想されています。

一方で、高齢化が進む地域では公共交通の需要が増加しています。全国の高齢化率は2024年時点で29・3%に達しており、特に地方自治体ではこの数値がさらに高くなる傾向にあります。東神楽町における高齢化率も29・3%と全国平均と同程度となっており、今後の更なる高齢化と免許返納者数の増加に伴い、公共交通への需要が高まることが予想されます。

バスやタクシーの供給量が減少する一方で、高齢者層を中心とした需要が拡大しているという、いわば「供給と需要のミスマッチ」が顕在化しています。

このような状況において、供給量と高齢化率には明確な相関関係が見られます。特に高齢化率が高い地域ほど、公共交通の必要性が高まる一方で、運転手の確保が困難となり、供給量の低下が問題となっています。この相関関係は、地方自治体が持続可能な交通インフラを整備する際の重要な指標となっており、政策立案においても

強く考慮されています。

全国的に見ても、自治体ごとに高齢化率と交通供給量のバランスが大きく異なっており、均一な解決策を見出すことは困難です。これに応じ、各自治体では実証実験や新たな取り組みを行い、住民の交通ニーズに対応しようとしています。

町内の公共交通の現状

東神楽町は、人口約9800人の小さな町であり、15歳未満の年少人口比率が北海道で一番高い比較的若い町です。しかし、他の自治体と同様に少子高齢化の影響を受けており、町全体の高齢化率は29・3%に達しています。他の多くの地域と同様に、公共交通の需要が高まる一方で、供給量の減少が大きな課題となっています。

町内の公共交通手段としては、主にバス（旭川電気軌道・町営スクールバス）とタクシーが挙げられます。町内には11のバス路線があり、地域内外を結んでいます。

特に高齢者にとっては不便な時間帯も存在します。また、バス運転手の高齢化と人員不足のため、近年では運行本数が減少している状況です。

タクシーについても、町内での利用の他、観光客などの利用が増えている反面、タクシー運転手の確保が難しくなっています。

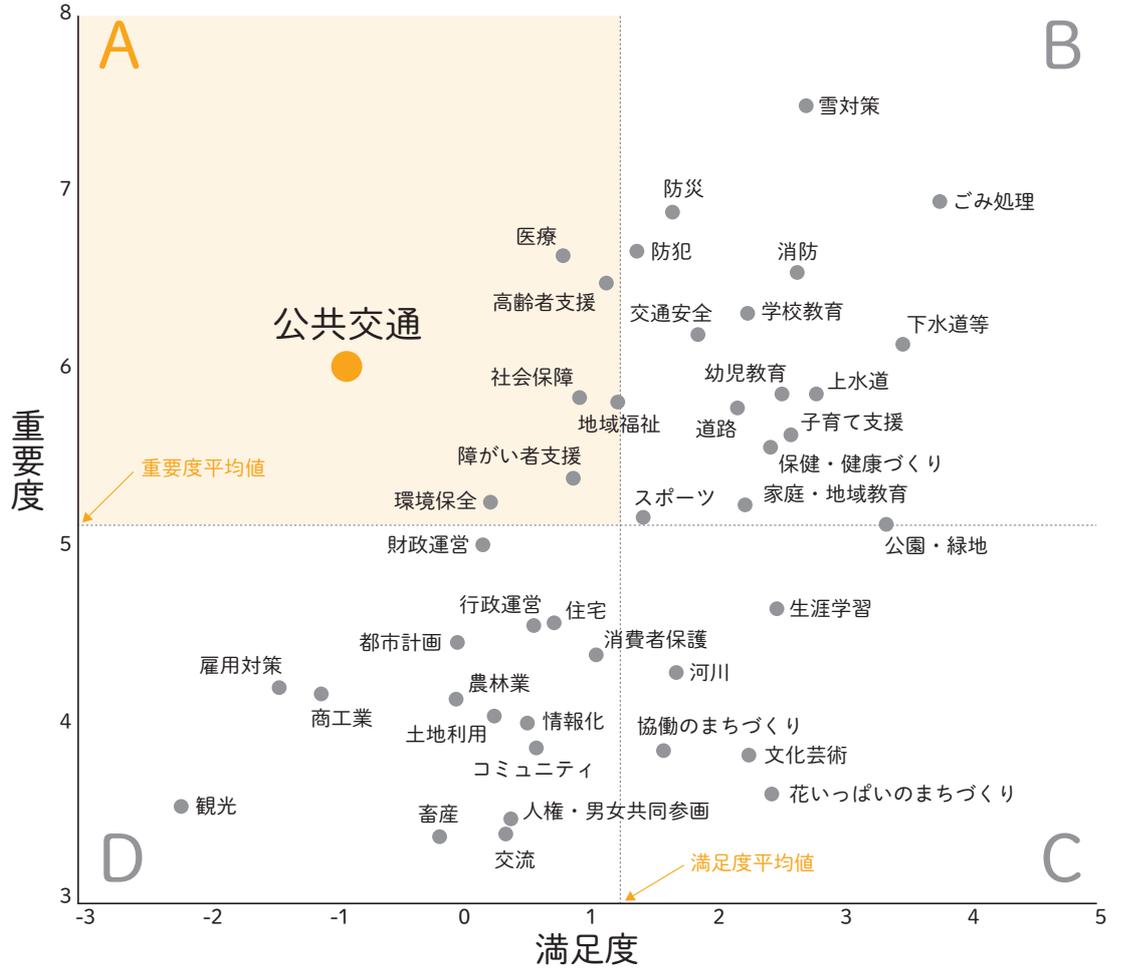
このように、バスやタクシーの供給量が減少する一方で、町内の高齢者を中心とした交通ニーズが増加しているため、現在の公共交通システムでは、将来的に住民の移動を十分に支えることが難しくなることが考えられます。

また、町内では、免許返納者も増えており、そういった面からも公共交通へのニーズが強まっています。令和6年2月に実施した総合計画に係るアンケート調査の結果からも公共交通への関心と優先度の高さが伺えます（図1）。

平成27年度 実施した実証実験

町では、平成27年11月～平成28





右の散布図は令和6年2月に実施したアンケート調査による「満足度」と「重要度」の相関です。Aの枠内は現状で「満足度が低く」「重要度が高い」と考えられる「優先して改善すべき事項」です。アンケートからは、中でも特に公共交通を優先して改善すべきこととなっていました。

年1月にかけて、住民の皆さんが使いやすい公共交通となるよう改善に向けた取り組みの一環として、デマンド型バスの実証実験を実施しました。

対象は聖台線、稲荷・八千代線、忠栄・志比内線の町営スクールバスの各路線。この実証実験は、利用者が事前に予約をすることで、指定された時間や場所で乗降できる柔軟な運行の提供を目指すものでした。

実証実験の概要は次のとおりです。

【聖台線】平成27年11月1日から平成28年1月31日（3か月間）で2便

【稲荷・八千代線、忠栄・志比内線】平成27年12月1日から平成28年1月31日（2か月間）でそれぞれ1便と2便

実証実験中は、冬休み期間中の全便がデマンド運行で実施されました。利用登録者数は144人、延べ利用者数は266人で、前年比54・6%の利用状況となりました。

実証実験終了後、沿線住民およ

び登録者に対してアンケート調査が実施され、51名の回答が得られました。その結果、利用者の多くが「自宅前で乗降できるのは便利」「効率的に利用できる」という肯定的な意見を持つ一方で、「予約が面倒」「頼みづらい」といった不便さも感じていることがわかりました。予約システムについては、特に前日までの予約やキャンセル手続きが面倒だという声が多く寄せられました。また、「自分一人のために頼むのが申し訳ない」といった心理的負担も指摘され、デマンド型システムの利便性が十分に発揮されていない一因とされました。

利用者の中には、既存の定時定路線のバスシステムを支持する声も多く、特に高齢者や子どもを持つ世帯からは「分かりやすい従来の運行方法が良い」との要望が寄せられました。また、ホクレンシヨップによる移動販売車が稼働し、買い物の利便性が確保されていることも「バスを利用しない理由」として挙げられ、デマンドバスの需要低下に影響を与えていることが示唆されました。

総合的に見て、デマンドバスは一定の利便性を提供する一方で、利用手続きの煩雑さや心理的負担が利用者にとっての課題となりました。結果として、東神楽町では当面、従来どおりの定時・定路線での運行を継続することが決定され現在に至っています。

アンケート調査の結果

前回のデマンドバスの実証実験から時間が経ち、町や住民の皆さんの状況にもさまざまな変化がありました。前述のとおり、令和6年2月に実施したアンケート調査や町長と住民の皆さんとの対話の場である「まちづくり懇談会」、議会などでも公共交通に関する要望やご意見をいただくようになりました。

そこで町では、町民の皆さんの日常の移動ニーズを把握し、また、前回のデマンドバスの実証実験で見えた課題を解決しつつ、より利便性の高い公共交通サービスを目指して、令和6年10月に広報誌に



前回の実証実験の際に配布したチラシ

アンケート用紙と返信用封筒を折り込む形で公共交通に関するアンケート調査を実施しました。

次ページ以降では、アンケート結果と分析を通じて明らかになった町民の移動ニーズや課題などについて、地区ごとの違いにも注目しながら紹介します。

なお、アンケート調査の結果についてはホームページに掲載しています。QRコードから併せてご覧ください。



(1) アンケートの概要

■実施期間 令和6年9月26日～

10月31日

■対象 町内全世帯

■実施方法 広報誌にアンケート用紙と返信用封筒を折り込む形で実施

■回答方法 返信用封筒による郵送または、ウェブのアンケートフォームへの入力

■回答数 632件

(2) 回答者の年代

回答者は幅広い年代にわたり、特に高齢層（65歳以上）の割合が高い結果となりました。75歳以上が多くを占め、高齢化が進む町内では公共交通の重要性が増してい

ます。年齢別内訳として、65歳以上の方が全体の半数以上を占めており、特に高齢者層からの利用や改善要望が多数寄せられました（図2）。

(3) 回答者の居住地域

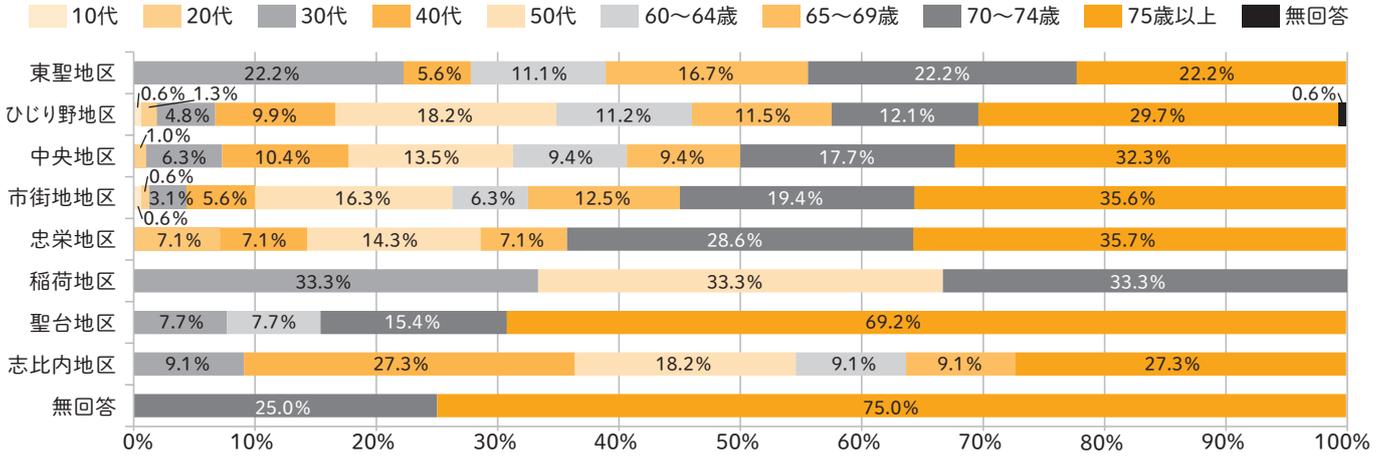
ひじり野地区、市街地区や中央地区から多くの回答が寄せられました。次に各地区の傾向と分析結果を紹介します。なお、回答者が少ない地域については参考としてご覧ください。

アンケートには全体で632件の町民の皆さんに回答をいただき、地区ごとに異なる移動ニーズが明らかになりました。特に公共交通の利用頻度が高いひじり野地区（313件）と市街地区（160件）では多くの回答が寄せられました。また、その他の地域にとっても特徴的なニーズが伺えます。

(4) 各地区の利用目的とニーズの特徴

【ひじり野地区】主な利用目的は「買い物」（249件）や「通院」（172件）、「通勤」（138件）、





「娯楽・会合等」(120件)などが挙げられます。また、住民の132件が「デマンド運行(予約型)にしてほしい」と回答しており、柔軟な移動手段を求める声が強いことが確認されています。

この結果から、デマンド型サービスへの期待が特に高い地区であることが示されています。

【市街地地区】主な利用目的は「買い物」(131件)や「通院」(97件)、「通勤」(55件)、「娯楽・会合等」(45件)などが挙げられます。住民の65件が「デマンド運行(予約型)にしてほしい」と回答しており、柔軟な移動手段を求める声も一定数確認されています。

また、デマンド運行よりも、既存の運行本数や運賃への改善要求が目立つ傾向があるため、現行サービスの利便性向上が重要な課題とされています。

【中央地区】主な利用目的は「買い物」(83件)や「通院」(56件)、「娯楽・会合等」(37件)、「通勤」(35件)などが挙げられます。住民の43件が「デマンド運行(予約型)にしてほしい」と回答しており、

一定の関心が見られます。

一方で、「今までどおりの運行にしてほしい」との回答も16件あり、現行サービスを維持したいという声も存在します。

中央地区では、デマンド運行への期待は比較的控えめですが、買い物や通院など日常の移動における利便性向上が課題として浮かび上がっています。

【忠栄地区・志比内地区など】これらの回答が少なかった地域では、主な利用目的は「買い物」(44件)や「通院」(39件)、「娯楽・会合等」(26件)などが挙げられます。住民の22件が「デマンド運行(予約型)にしてほしい」と回答しており、一部の住民が柔軟な移動手段を求めていることがわかります。一方で、「今までどおりの運行にしてほしい」という回答も17件あり、現行サービスへの支持も確認されています。

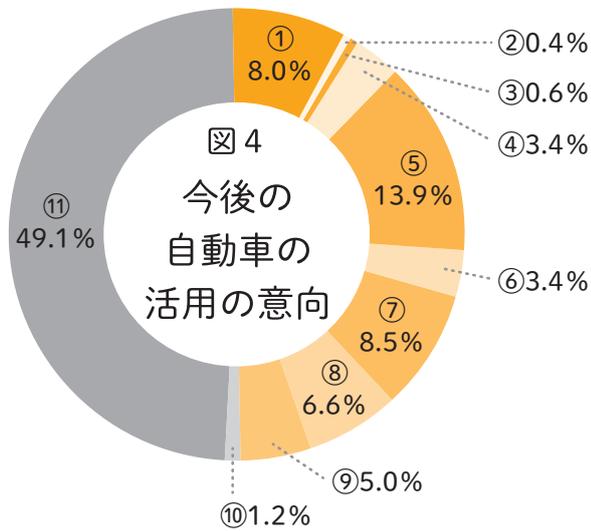
これらの地域では回答数が少ないため、地域全体の傾向を断定するのは難しいですが、買い物や通院など生活に密着した移動目的が主要であり、デマンド型サービス

への期待は一定程度見られる状況です。また、ライドシェアの導入を求める意見が1件見られ、移動手段の多様化に対する関心も伺えます。全体的に現行の運行維持を希望する声が多く、「買い物」「通院」など最低限の移動ニーズを満たす現行運行が評価されていることがわかりました。

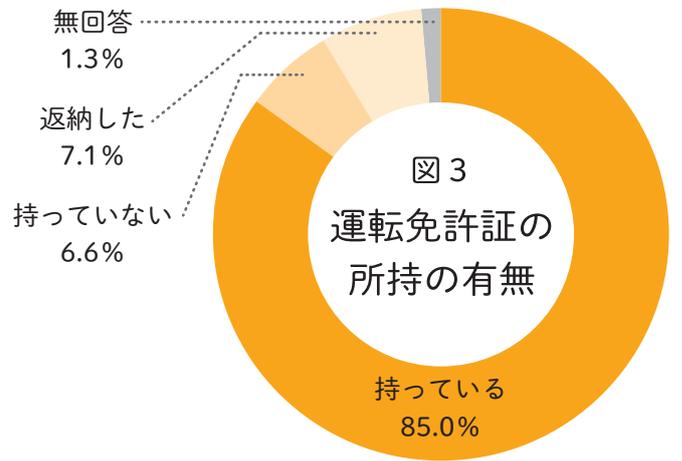
(5) 高齢者の移動手段としての公共交通の重要性

回答者の多くが運転免許証を保有しており、特にひじり野地区と市街地地区では、380件が「免許も自動車も持っている」と回答しています。一方で、45件の回答が「免許を返納した」または「返納を考えている」としており、運転継続に不安を抱える住民も一定数存在することが示唆されます(次ページ図3)。

高齢層を中心に「できる限りずっと運転したい」といった意向が多く寄せられる一方で、「不安を感じたら返納を検討する」など、将来的に公共交通への依存を視野に入れて回答も見られます(図



- ① 無回答・その他
- ② あと20年は運転したい
- ③ あと15年は運転したい
- ④ あと10年は運転したい
- ⑤ あと数年は運転したい
- ⑥ 83～90歳まで運転したい
- ⑦ 77～80歳まで運転したい
- ⑧ 75歳まで運転したい
- ⑨ 70歳まで運転したい
- ⑩ 60～65歳まで運転したい
- ⑪ できる限りずっと運転したい



4) 特に75歳以上では、今後公共交通の利用が増加する可能性が指摘されており、高齢者を含む多様なニーズに応じた公共交通サービスの充実が求められています。「ご自身の現在の外出の満足度と将来の不安」については、通勤・通学や買い物先への移動に関して、「満足である」と回答した方が最も多かった一方で、一定数が

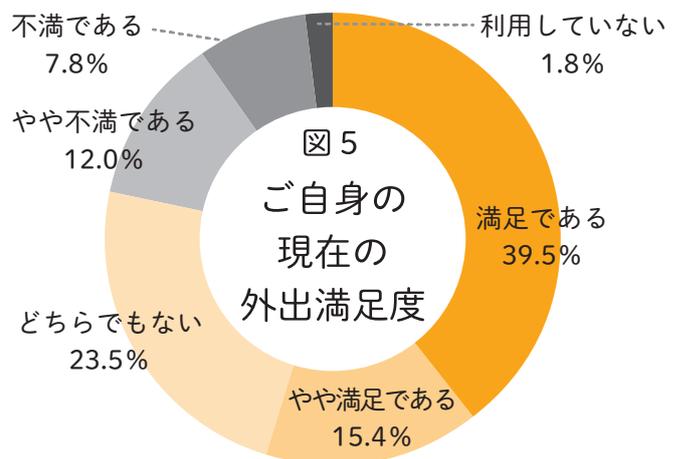
「やや不満」「不満」を感じていることも確認されました(図5)。特に通院に関しては「満足」と回答する割合が高いものの、利用本数や運行時間帯についての改善要望も見られました。

アンケート結果から、特に75歳以上の高齢者層で公共交通に対する強いニーズが確認されました。この年代では「買い物」と「通院」が主要な利用目的となり、1000円(300円未満の低料金を希望する声)が48件、次いで300円(600円未満の希望)が37件寄せられています。生活に密着したサービスとして、低価格での利用が重要な要素であることがわかりました。

(6) 希望する目的地と具体的な行き先

買い物や通院で町民が希望する目的地は、町内施設に加えて町外の商業・医療施設も含まれています。ひじり野地区と市街地地区を中心に、次のような行き先が挙げられました。

【買い物】「ベストム」が最も多く利用希望され、ひじり野地区で37



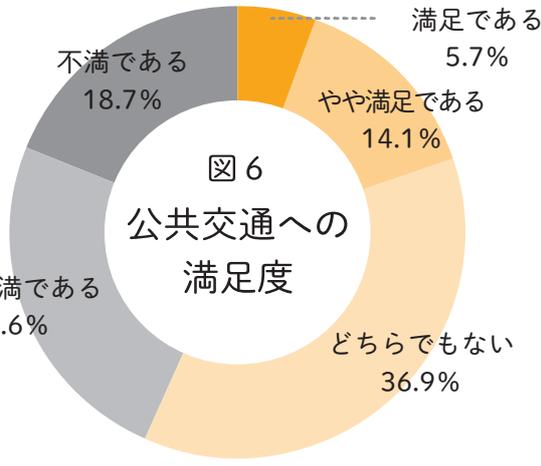
件、市街地地区で49件が利用希望を表明しています。他にも「ホクレンショップ」や「旭川駅前イオン」などの旭川市内商業施設も利用ニーズが高く、町民が町外の拠点にもアクセスしたいという要望が見えました。

【通院】「町立診療所」が23件、「杉山内科クリニック」が31件、「町外の医療機関」が43件など、町内だけでなく、町外の医療機関も利用されていることがわかります。



(7)現状の公共交通への不満

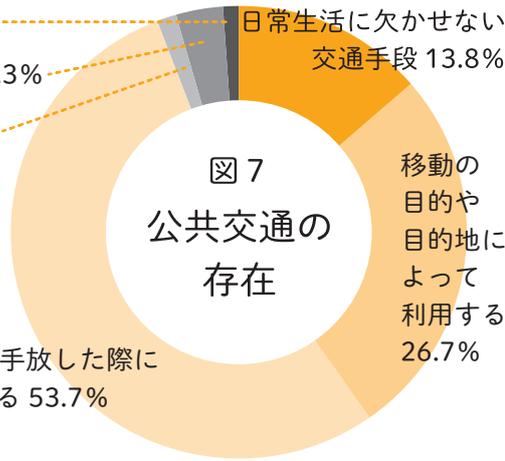
現状の公共交通について、「どちらでもない」と回答した住民が最も多く（209件）、「やや不満」（139件）や「不満」（106件）といった回答が続きます（図6）。一方で、「満足」と回答した住民は32件と最も少なく、現行サービスに対する肯定感が広がっていないことが分かります。ただし、「やや満足」と回答した住民が80件存



在し、一定の評価をする声も確認されています。

「公共交通の存在」については、「将来自動車を手放した際に必要となる」と回答した住民が最も多く（322件）、次に「移動の目的や目的地によって利用する」（161件）、「日常生活に欠かせない交通手段」（83件）と続いています（図7）。

一方で、「わからない」（20件）や「現在も将来もあまり必要がない」



（9件）と回答した住民もおり、公共交通の役割が生活スタイルによって異なることが示唆されています。



これらの結果から、現状の公共交通サービスは住民のライフスタイルや移動ニーズに十分対応しきれていない部分がある一方で、将来的な役割への期待が大きいことが明らかになりました。

特に、「将来自動車を手放した際に必要となる」という回答の多さから、高齢化社会に向けた公共交通の整備が強く求められていることが浮かび上がります。

(8)デマンド運行に対する関心

全体として266件の町民が「デマンド運行（予約型）」に対して「ほしい」と回答しており、特にひじり野地区では313件の回答数に対し132件、中央地区では96件に対し43件と、デマンド運行への期待が強いことが示されました。

一方、他の地区では従来の運行形態の維持を望む声が比較的多い

ところも確認されました。

公共交通の町づくり

東神楽町が直面している公共交通の課題は、全国の地方自治体が抱える共通の問題でもあります。

高齢化が進む中で、住民の移動手段を確保することは、単に生活の利便性を高めるだけでなく、地域全体の活力を維持するためにも重要です。町民の皆さんが安心して移動できる環境を整えることが、町の発展と住民の生活の質向上に直結するものといえます。

そこで、町では将来を見据え、次年度以降に公共交通の実証実験を行うことを計画しています。

今後、「東神楽町地域公共交通計画（仮称）」を策定し実証実験を実施するための準備を行います。

実証実験についての進捗は今後とも広報誌などで随時お伝えしていきます。



安全な冬道を確保するために

円滑な除雪作業にご協力ください



建設水道課整備係
☎83-5414

敷地内の雪を道路上(車道・歩道)に出す行為は法律で禁止されています

道路法(道路に関する禁止行為)第43条

2 みだりに道路に土石、竹木等の物件を堆積し、その他道路の構造又は交通に支障を及ぼすおそれのある行為をすること。(罰則：一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金)

道路交通法第76条(禁止行為)

3 何人も、交通の妨害となるような方法で物件をみだりに道路においてはならない。(罰則：三か月以下の懲役又は五万円以下の罰金)

道路交通法施行細則(禁止行為)第19条

2 みだりに交通の妨害となるように道路にどろ土、雪、ごみ、ガラス片その他これらに類する物をまき、又は捨てること。(罰則：五万円以下の罰金)

- 路上駐車はやめましょう。
- 道路での雪遊びはやめましょう。
- 路上に器物を置くと事故の原因になるので絶対にやめましょう。
- 玄関前や車庫前の除雪はご家庭でお願いします。

■ 連絡先
 【旭川建設管理部事業課】 ☎26-4461
 【建設水道課】 ☎83-5414、83-5413、83-5412
 【東神楽町道路除排雪事業協同組合】 ☎83-2735

今後とも、地域に密着した効果的な作業を行い、安全・安心な道路確保を目指して、除排雪業務を推進いたしますので、ご協力をお願いします。なお、除排雪については次の連絡先までお問い合わせください。

また、町道の中央市街地およびひじり野地区は、東神楽町道路除排雪事業協同組合が担当し、その他は建設水道課が直営で作業を行います。

上川総合振興局旭川建設管理部では、除雪費の縮減と指示命令系統の簡略化を図るため、除雪の広域ゾーン化を実施しています。これにより、町内の道道は「旭川環境事業協同組合」が担当します。

東 神楽町の道路の除排雪については、道道は「上川総合振興局旭川建設管理部」が、町道は「建設水道課」がそれぞれ分担して作業を進めています。

◆ 旭川建設管理部事業課が担当する区域

路線名	区間	延長
道道鷹栖東神楽線	北3条東2丁目(東神楽橋)から北1条東1丁目(ホクレンスタンド)まで 南1条西1丁目(郵便局)から12号南18番地まで	2.4 km
道道東川東神楽旭川線	南1条西1丁目(郵便局)から3号南1番地まで 19号南3番地(東橋)から北1条東1丁目(ホクレンスタンド)まで	9.5 km
道道旭川空港線	旭川空港から基線12号まで	4.0 km
道道旭川旭岳温泉線	志比内(志比内橋)から志比内(エオルシトンネル)まで	5.3 km
道道天人峡美瑛線	志比内(志比内小学校)から志比内(志比内182番地)まで	1.0 km
地域高規格道路(旭川東神楽道路)	新東神楽橋から13号南交差点まで	3.8km

除雪・排雪への声

Q、雪がどのくらい降ったら除雪するの？

A、積雪が15センチを超える場合や、強風により吹き溜まりがひどい場合、圧雪などの路面状態が悪く、事故の危険性がある場合などに出勤となります。

Q、除雪車が作業する時間は何時ごろですか？

A、除雪車は、出勤が決まれば夜中の12時頃を目安に作業を開始します。作業はおおむね朝の通勤・通学が始まる前までに終わらせるよう行います。

Q、自宅の雪を道路に出していいの？

A、玄関から道路へ出る際や、ガレージなどから車を出す際に、自宅敷地内の雪を道路に出してしまうと、道路や歩道の幅が狭くなったり、交通の妨げになるためおやめください。

Q、朝に雪が降ったのに除雪が来ない日があるのはどうして？

A、除雪車は通常、交通量の少ない深夜から通勤・通学時間までの間に除雪をしています。しかし、明け方から急に雪が降り出した場合など、除雪が間に合わないことがあります。また、通勤・通学の時間帯に重なり、交通混雑や事故が心配されるときは、除雪を見合わせることにしています。

Q、排雪作業はいつ頃入るんですか？

A、排雪作業は例年、2～3回程度行っています。その年の降雪により作業の時期が変わるため、作業前に防災無線などでご案内します。また、この際も道路への雪出しは行わないようお願いします。

Q、雪で道路の幅が狭くなっています！

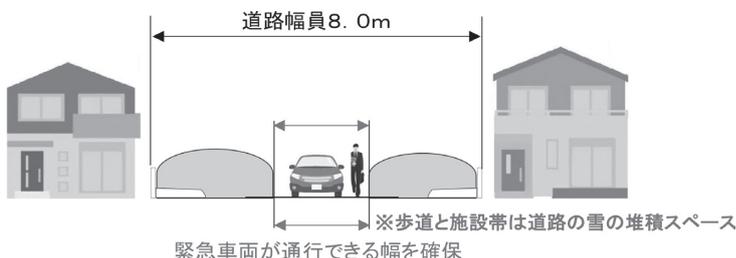
A、雪国の道路幅は、雪が降っても車と人が通行できる幅を考慮して設計されています。厳冬期は、歩道が雪の堆積スペースとなり、道路の幅が狭くなるため譲り合ってご通行ください。また、通学時などはできるだけ歩道が除雪されている広い道路を通行するようお願いします。

【一般的な住宅街の道路幅】

◆初冬期や初春期など



◆厳冬期など



【道路に雪を出すと…】

雪を道路に出すと、道幅が狭くなったり、除雪でかき分けた雪が隣のお宅の方へ多く置かれてしまったり、トラブルの原因になる場合があります。皆さんでルールを守り、冬を乗り切りましょう。

【除雪と排雪の違いは…】

除雪とは、道路に降り積もった雪を道路や歩道の脇に寄せる作業です。

排雪とは、道路脇に溜まった雪を、ロータリー除雪車でトラックに積み込み、運搬する作業です。

後期高齢者医療保険に加入されている方へ 保険証に関するお知らせ

令和6年12月2日に現行の健康保険証は新たに発行されなくなり、マイナ保険証（保険証利用登録をしているマイナンバーカード）を基本とする仕組みに移行します。

令和6年12月1日時点でお手元にある水色の保険証については、有効期限（令和7年7月31日）まで使用可能ですので大切に保管してください。なお、令和7年7月末までの間は、マイナ保険証の保有状況に関わらず、新規加入や保険証の記載情報に変更が生じた場合は資格確認書を申請不要で職権にて交付します。（その際マイナ保険証の所持者に資格情報のお知らせは交付されません。）

令和7年8月以降はマイナ保険証の保有状況により、以下の対応となる予定です。

【マイナ保険証をお持ちの方】窓口負担割合などを記載した資格情報のお知らせを交付します。
【マイナ保険証をお持ちでない方】申請不要で資格確認書を交

付します。

また、オレンジ色の限度額適用・標準負担額減額認定証、限度額適用認定証も、12月2日以降同様に再交付を含む発行ができません。新規発行終了後は医療機関などの受診の際にマイナ保険証や資格確認書を提示することで、自己負担限度額が適用されます。加えて、令和6年12月1日時点で現在お持ちの証については、有効期限（令和7年7月31日）まで使用可能です。同様に大切に保管してください。

なお、厚生労働大臣が定める

後期高齢者医療資格確認書	
有効期限	令和 7年 7月 31日
交付年月日	令和 6年 12月 2日
被保険者番号	0 1 2 3 4 5 6 7
住所	広域市連合町1丁目
氏名	後期 太郎
性別	男
生年月日	昭和 7年 7月 7日
資格取得年月日	平成 20年 4月 1日
負担割合	1割
発効期日	平成 20年 4月 1日
限度区分	区分Ⅱ
発効期日	令和 6年 8月 1日
長期入院該当日	令和 6年 8月 1日
特定疾病区分	
発効期日	
保険者番号並びに保険者の名称及び印	3 9 0 1 1 0 0 0 北海道後期高齢者医療広域連合 公印(朱)

後期高齢者医療資格確認書

後期高齢者医療資格情報のお知らせ

あなたの加入する後期高齢者医療制度の資格情報を下記のとおりお知らせします。
なお、このお知らせのみに基づき変更できません。

項目	内容
被保険者番号	00000000
氏名	後期 太郎
住所	広域市連合町1丁目
生年月日	昭和 7年 7月 7日
資格取得年月日	平成 20年 4月 1日
負担割合	1割
発効期日	平成 20年 4月 1日
限度区分	区分Ⅱ
発効期日	令和 6年 8月 1日
長期入院該当日	令和 6年 8月 1日
特定疾病区分	
発効期日	

※スマートフォンを所持の際は、以下のQRコードからマイナンバーカードにログインすることで、ご自身の後期高齢者医療資格情報を確認することができます。ぜひご利用ください。
- マイナンバーカードへのアクセス・ダウンロードははこちら -

マイナ保険証の読み取りができない「機能的な理由」については、スマートフォンでの資格情報照会をマイナ保険証とともに行うことが可能となります。詳しくは、マイナ保険証の取扱説明書をご覧ください。

※本通知を印刷してご利用いただくこともできます。
【印刷用紙のダウンロードはこちら】
後期高齢者医療資格情報のお知らせ

後期高齢者医療資格情報のお知らせ

【問合せ】
大雪地区広域連合
国民健康保険対策室
(☎82-3697)

特定疾病（人工腎臓を実施している慢性腎不全や血友病など）の方からの申請により交付される特定疾病療養受療証（ラベンダー色）については、廃止対象ではなく継続して交付します。

【資格確認書】資格確認書とは、従来の保険証の代わりになるもので、保険証と同一のものがサイズ（黄緑色）で交付します。医療機関などの窓口で提示することで従来の保険証と同じように受診ができます。

証を利用できない医療機関などでは、マイナ保険証と資格情報のお知らせを一緒に提示することで、一定の負担割合で受診ができます。

【マイナ保険証の利用登録解除ができます】マイナ保険証の利用登録解除を希望する場合は手続きが必要です。健康ふくし課社会福祉係の窓口で手続をお願いします。マイナ保険証は一度解除してもマイナポータルなどから再び登録することが可能です。

その他、マイナ保険証に関する詳細につきましては政府広報オンラインをご覧ください。



政府広報
オンライン

【誤】お住まいの町役場国保担当窓口でお手続きいただき、その場で「資格確認書」を発行します。

【正】お住まいの町役場国保担当窓口でお手続きいただき、有効期限内の健康保険証をお持ちの方は健康保険証をお使いください。令和6年12月2日以降に解除の手続きを行い、有効期限内の健康保険証をお持ちでない場合は、その場で「資格確認書」を発行します。

広報11月号
掲載記事に関するお詫び

【問合せ】
大雪地区広域連合
国民健康保険対策室
(☎82-3697)

冬休み期間中のスクールバスの 運行時刻が変わります

12/31(火)から
1/3(金)までは
運休します

12月26日(木)～1月14日(火)の時刻表です。

なお、12月31日(火)～1月3日(金)までの期間は運休します。

お間違えのないよう、ご注意ください。

【平日の時刻表】

聖台線	東神楽発	基線13号	基線8号	高台10号	東2線	高台6号	高台1号	基線6線	公民館	高台13号	東神楽着
	9:15	9:22	9:25	9:26	9:28	9:30	9:33	9:37	9:40	9:43	9:50
	12:40	12:47	12:50	12:51	12:53	12:55	12:58	13:02	13:05	13:08	13:15
	15:40	15:47	15:50	15:51	15:53	15:55	15:58	16:02	16:05	16:08	16:15

稲荷・八千代線	東神楽発	神社	ゴルフ場入口	三楽	公民館	八千代	畑中様前	八千代	公民館	ゴルフ場入口	三楽	神社	東神楽着
	8:15	8:22	—	—	8:24	8:27	8:32	8:37	8:40	8:45	8:47	8:50	9:00
	11:40	11:47	—	—	11:49	11:52	11:57	12:02	12:05	12:10	12:12	12:15	12:25
	14:40	14:47	14:53	14:55	14:57	15:00	15:05	15:10	15:13	—	—	15:15	15:25
16:40	16:47	16:53	16:55	16:57	17:00	17:05	17:10	17:13	—	—	17:15	17:25	

忠栄・志比内線	東神楽発	南2線18号	20号	南忠栄	25号	花神楽	志比内	花神楽	25号	南忠栄	20号	南2線18号	東神楽着
	7:15	—	7:23	—	7:26	7:28	7:35	7:42	7:44	7:47	7:49	7:52	8:00
	10:40	—	10:48	—	10:51	10:53	11:00	11:07	11:09	11:12	11:14	11:17	11:25
	13:40	13:48	13:51	13:53	13:56	13:58	14:05	14:12	14:14	—	14:17	—	14:25
17:40	17:48	17:51	17:53	17:56	17:58	18:05	18:12	18:14	—	18:17	—	18:25	

※土曜、日曜、祝日は忠栄・志比内線のみ、次の【土曜、日曜、祝日】時刻表で運行しますので、お間違えのないようお願いいたします。

【土曜、日曜、祝日の時刻表】

忠栄・志比内線	東神楽発	南2線18号	20号	南忠栄	25号	花神楽	志比内	花神楽	25号	南忠栄	20号	南2線18号	東神楽着
	7:15	—	7:23	—	7:26	7:28	7:35	7:42	7:44	7:47	7:49	7:52	8:00
	9:40	—	9:48	—	9:51	9:53	10:00	10:07	10:09	10:12	10:14	10:17	10:25
	12:40	12:48	12:51	12:53	12:56	12:58	13:05	13:12	13:14	—	13:17	—	13:25
16:40	16:48	16:51	16:53	16:56	16:58	17:05	17:12	17:14	—	17:17	—	17:25	

※乗車料金（1回）大人100円 子ども50円

※定期券および無料乗車証の交付を受けている方は、乗車の際に必ず無料乗車証などをお持ちのうえ、運転手に提示してください。

運行時刻の変更について、詳しくは建設水道課（☎ 83 - 5412）までお問い合わせください

スマイルキッズ

町内のカワイイひがしかぐらキッズをご紹介します。

■ まちづくり推進課 ☎ 83-2113

ご希望をいただきましたお子様を掲載しています。



いしい うらら
石井 麗ちゃん

いつも元気と笑顔いっぱい
で、いろんな事に挑戦して
いる姿がとても素敵です。
これからものびのび元気に
成長していくうららちゃん
を見るのが楽しみです。い
つも笑顔をありがとう。



おくやま はると
奥山 喜仁ちゃん

働く車が好きでどこでも真
っ先に、あ！とお知らせし
ています。車の名前もぱとか
っ（小声）だっぶカー（ダ
ンプカー）と増えてきまし
た。これから会話が出来る
のが楽しみです。おかげで沢
山食べれるようになってね。



かながわ まい
寒川 稀衣ちゃん

元気いっぱい食べるの大
好きな我が家のアイドルき
いちゃん♡ばばもママもお
姉ちゃんもきいちゃんが
大好きだよ！これからも健
やかに育ってね。



たけだ かの
武田 楓禾ちゃん

バナナとアンパンマンが大
好きなかのちゃん。毎日た
くさん歌って踊ってお喋り
して楽しませてくれてあり
がとう！かわいいです！
と言ってポーズするひょう
きんかのちゃんが大好き
だよ！



ながた おと
長田 桜采ちゃん

人懐っこくていつもニコニコ
な明るいおとちゃん。アン
パンマンが大好きで保育園
に行く時はアンパンマンのぬい
ぐるみを車まで連れて行きま
す。たくさんおしゃべりをす
るようになりこれからも明
くスクスク育ってね♡

掲載のご案内はお誕生日順に送付しています。
案内が届いた方はぜひご協力ください♪
『案内が届かない』『案内が来たけど提出期日
間に合わなかった』という方は、まちづくり推
進課へご連絡ください。

明治安田生命保険相互会社からご寄付をいただきました

11月25日(月)、複合施設はなのわ応接室において、明治安田生命保険相互会社からご寄付と通話の音質を改善するサウンドアートを寄贈いただきました。贈呈式には、明治安田生命保険相互会社旭川支社の杉下智子支社長、山本町長らが出席しました。明治安田生命保険相互会社には、これまでも多年に渡り東神楽町へご寄付をいただいています。いただきましたご寄付は今後のまちづくりや健康増進などに活用させていただきます。





日常に彩りを 花のまちづくり推進室 ☎83-5412

花のまちNEWS

01

お正月飾りを作るワークショップを開催します

町内産の松やドライフラワーを使って、お正月飾りを作るワークショップを行います。自然素材の材料を使って、オリジナルのお正月飾りを一緒に作りませんか？

参加を希望される方は、期間内に電話（☎83-5412）またはホームページの申込フォームからお申込みください。

- 日時 12月20日(金)午前10時～11時 複合施設はなのわ
12月21日(土)午前10時～11時 ふれあい交流館
- 定員 各回10名程度
- 参加費 1,000円（当日集めます）
- 持ち物 園芸用ハサミ（持っている方）、手袋、持ち帰り袋
- 受付期間 12月9日(月)～13日(金)午前8時30分～午後5時15分



02

花のまちづくり座談会を開催します

町では、町民の皆さんに気軽に花に親しんでいただけるよう、ドライフラワーを使ったワークショップや近郊のガーデンを見学するバスツアーを開催しているほか、オープンガーデンの取り組みやボランティアによる環境美化活動への支援をおこなっています。

今後も町民の皆さんの声を参考に花のまちづくりを推進していくため、第2回目の花のまちづくり座談会を開催します。ご意見やアイデアをお持ちの方、ぜひ一緒にお話しませんか？予約は不要で、時間内の途中参加・途中退席もできますので、気軽におこしください。

- 日時 ・12月11日(水)午前9時～11時30分
ふれあい交流館オープンスペース
- ・12月12日(木)午前9時～11時30分
複合施設はなのわ花の駅



子育て・保健案内板

【黒は】健康ふくし課保健指導係 ☎ 83-5431

【赤は】子育て支援センター ☎ 080-4500-9351



ころころ広場：ふれあい交流館

午前10時～11時30分

12/4

妊婦とその兄弟

沐浴体験と骨盤の体操

子育て講座：ティコット

午前10時30分～12時

12/10

0歳児～就学前児と保護者

イライラに出会ったら

すくよちのび広場：ティコット

午前10時～11時30分

12/11

0歳児～就学前児と保護者

スタンプ遊び

すくすく広場：ふれあい交流館

午前10時～11時

12/12

0歳児と保護者

クリスマス制作

よちのび広場：ふれあい交流館

午前10時～11時30分

12/13

1歳以上児～就学前児と保護者

クリスマス制作

子育て講座：ふれあい交流館

午前10時～11時30分

12/17

0歳児～就学前児と保護者

お正月リース作り(有料)

わくわく教室：ふれあい交流館

午前10時～11時30分

12/20

0歳児～就学前児と保護者

クリスマス会(有料)

助産師健康相談・健康相談：ふれあい交流館

午前9時30分～11時

12/24

妊婦、0歳児と保護者・全町民

健康ふくし課へ また健康相談予約システムへ入力

東神楽町図書館

☎ 83-4646



Library

図書館からのお知らせ



東神楽町図書館新刊

アレの正しい使い方図鑑 (東京トリセツ研究会)
 記者と官僚 (佐藤 優)
 荒地の種 (江上 剛)
 作家刑事毒島の暴言 (中山 七里)
 あさ酒 (原田 ひ香)
 アジフライの正しい食べ方 (浅田 次郎)
 全国ローカルコンビニグルメ図鑑 (加藤 弘倫)
 生殖記 (朝井 リョウ)
 新謎解きはディナーのあとで2 (東川 篤哉)
 いのちの車窓から2 (星野 源)

J A 文庫新刊

JAの未来を拓く13のキーワード (小林 元)
 塩クッキーとケーキ (加藤 里名)
 いちばん簡単！ストウブはじめまして (大橋 由香)

※この他にも、東神楽町図書館・ふれあい交流館には多くの図書を入荷しています。ぜひお越しください。

イベント案内

おうまのおやこおはなし会

絵本読み聞かせ会
 12月7日(土)午前10時30分～11時30分
 東神楽町図書館
 無料(事前申込不要)
 ※おりがみを使った簡単な工作や「おみやげ」もあります。

お知らせ

複合施設図書館出入口前の屋根の改修工事のため、次の期間は通行できません。図書館をご利用の際は、複合施設の回廊を通ってお越しください。

■通行止め期間 12月2日(月)～4日(水)

健康 ひがしかぐらの の 食育

教えてくれたのは…

健康ふくし課
主幹 中川 富美子 さん

健康づくりのための睡眠

睡眠は、健康増進・維持に欠かせない休養活動です。睡眠不足は日中の眠気や疲労、心身の不調につながります。また、睡眠不足が慢性化すると、肥満・糖尿病で約2～4倍、高血圧・脳卒中で約3倍発症リスクが上昇することが報告されています。

このように、睡眠が高血圧・糖尿病等の生活習慣病発症リスクに重要な役割を担っていることが解明されてきましたが、実は日本人の睡眠時間は短いことが知られています。OECD（経済協力開発機構）の2021年の調査によると、日本人の平均睡眠時間は7時間22分で、OECDの加盟国平均の8時間28分より1時間以上短く、加盟33か国の中で最も短いという結果になりました。厚生労働省の検討会では、「成人については推奨する睡眠時間を6時間以上を目安とする」としましたが、2019年の国民健康・栄養調査によると、「1日の平均睡眠時間が6時間未満の人」の割合は、男性37.5%、女性40.6%となっており、性・年齢階級別に見ると、男性の30～50歳代、女性の40～50歳代では、4割以上を占めていました。

「健康日本21（第二次）」では、「睡眠による休養を十分とれていない者の割合」を15%に低下させることを目標としていましたが、最終評価時は21.7%とむしろ増加していました。東神楽町においても2022年度の特健診質問票での「睡眠による休養を十分とれていない者の割合」は、男性20.8%、女性24.1%と国の目標を達成できませんでした。

日本人の睡眠の現状を踏まえ、厚生労働省が2024年2月に「健康づくりのための睡眠ガイド2023」を公表しました。睡眠に関する科学的知見が蓄積されたことから、最新のデータを基にしたものとなっています。「適正な睡眠時間の確保」だけでなく、「睡眠休養感（睡眠で休養がとれている感覚）の向上」も重要課題と考えて作成されています。

睡眠の推奨事項

対象者	推奨事項
子ども	小学生は9～12時間、中学・高校生は8～10時間を参考に睡眠時間を確保する。 朝は太陽の光を浴びて、朝食をしっかり摂り、日中は運動をして、夜ふかしの習慣化を避ける。
成人	適正な睡眠時間には個人差があるが、6時間以上を目安として必要な睡眠時間を確保する。 食生活や運動などの生活習慣、寝室の睡眠環境等を見直して、睡眠休養感を高める。 睡眠の不調・睡眠休養感の低下がある場合は、生活習慣などの改善を図ることが重要であるが、病気が潜んでいる可能性にも留意する。
高齢者	長い床上時間が健康リスクとなるため、床上時間が8時間以上にならないことを目安に、必要な睡眠時間を確保する。 食生活や運動などの生活習慣、寝室の睡眠環境等を見直して、睡眠休養感を高める。 長い昼寝は夜間の良眠を妨げるため、日中は長時間の昼寝は避け、活動的に過ごす。

睡眠に関する参考事項

良質な睡眠のための環境づくり
日中にできるだけ日光を浴びると、体内時計が調節されて入眠しやすくなります。 寝室にはスマートフォンやタブレット端末を持ち込まず、できるだけ暗くして寝るとよいでしょう。 寝室は暑すぎず寒すぎない温度で、就寝の約1～2時間前に入浴し身体を温めておくことよいでしょう。 リラックスできる寝衣・寝具が良い睡眠につながります。
運動、食事などの生活習慣について
適度な運動習慣が良い睡眠の確保につながります。ウォーキングやジョギングのような有酸素運動は深い睡眠や睡眠休養感を高めることがわかっています。 しっかり朝食を摂り、就寝前の夜食を控えましょう。 就寝前のリラックスは、脳の興奮を鎮めスムーズな入眠をもたらします。 規則正しい生活習慣が良質な睡眠につながります。
睡眠と嗜好品について
カフェインの摂取量は1日400mg（コーヒーを700cc程度）を超えると、夜眠りにくくなる可能性があります。 カフェインの夕方以降の摂取は、夜間の睡眠に影響しやすくなります。 晩酌での深酒や眠酒は、睡眠の質を悪化させる可能性があります。 喫煙は、睡眠の質を悪化させる可能性があります。

「健康づくりのための睡眠ガイド2023」は厚生労働省のホームページに掲載されています。ご自身の睡眠を見直す一助に、ご活用をおすすめします。



Higashikagura Town News

まちのできごと



このページの掲載写真は、希望があればご本人に差し上げますのでご連絡ください。

■ まちづくり推進課 ☎83-2113

05 初開催フォレスト杯、盛況!

東神楽大学(旧忠栄小)の体育館を拠点に活動するバドミントン実業団フォレストウィングス旭川が主催するフォレストウィングスカップが11月2日・3日の両日、同体育館で初めて開催されました。全道から小学6年生~中学3年生までの8チーム50人以上が参加し熱戦を繰り広げ、観客は惜しめない声援を送りました。



06 東神楽町総合文化祭、華やかに開催

文化ホール花音で、東神楽町総合文化祭音楽・芸能発表会が11月3日に開催され町民など多くの人が訪れました。地元のバレエ教室やダンス教室の他、有志による金管楽器の演奏など多彩なパフォーマンスを披露し、訪れた観客は豊かな音楽と舞台演技に魅了されました。

07 落語の名手が勢ぞろい

文化ホール花音のこけら落とし公演第3弾「落語会」が11月10日に開催され会場には町民など400人が集まりました。「笑点」の出演者としても知られる三遊亭小遊三師匠、春風亭昇也師匠や橘家文蔵師匠などが出演。「引越しの夢」を演じた小遊三師匠の巧みな話術に会場は笑顔の花を咲かせました。



08 かけがえのない特別な時を刻む場

大雪霊園に新たな葬斎場が完成しました。設計は東神楽町出身の世界的建築家藤本壮介さんが行いました。11月18日には、大雪葬斎組合を構成する東神楽町、東川町、美瑛町の町長や議長など関係者ら約70人が集まり竣工式を行いました。また、11月23日には内覧会も開催され、町民など多くの人が興味深げに見学していました。



Information

暮らしに役立つ情報を
皆さんのもとにお届けします



12月

まちの情報案内板

- 役場 ☎83・2111
- 国保診療所 ☎83・2423
- これっと総合体育館 ☎83・5423
- ふれあい交流館 ☎83・3741
- 東神楽町図書館 ☎83・4646
- 交流プラザつつじ館 ☎83・2082
- 大雪消防組合東消防署 ☎83・0119

受診しませんか
子宮がん・乳がん・骨検査など
健康ふくし課保健指導係 ☎83-5431

■ 期日 令和7年1月28日(火)

■ 場所 旭川がん検診センター

※バスでの送迎があります。

・ 複合施設はなのわ前：午前8時出発

・ ふれあい交流館前：午前8時15分出発

※各地区公民館からの乗車を希望の場合は、個別にご相談ください。

■ 対象

・ 子宮がん：20歳以上の町民

・ 乳がん：30歳以上の町民

・ 骨粗しょう症：20歳以上の町民（授乳中の方は除きます）

※2年に1回、助成を行っています

ます。助成の対象は令和5年4月1日～令和6年3月31日の期間中に町の助成を利用していない方です。

※詳しくは、広報4月号またはホームページをご覧ください。

※上記日程以外でも通年、個別に旭川がん検診センターで受診することができますので直接お電話（0120-972-489）にてお申し込みください。

■ 申込 受診日の1か月前までに健康ふくし課保健指導係まで

お申し込みください。

児童生徒の登下校時や外出時などの安全確保について
教育推進課 ☎83-5406

町内小中学校に通う児童生徒の、登下校時や休日の外出時などにおける安全確保が重要な課題となっています。

町民の皆さまには、次のような事象が発生した際に児童生徒を見かけたときは、安全確保のため、建物（大規模地震の際は倒壊の恐れのない場所）への避難などの指導、誘導などにご協力いただきますようお願いいたします。

・ Jアラートの配信

・ 豪雨や落雷・竜巻などの突発的な気象の変化

・ 大規模な地震の発生

・ 野生動物の出没など

情報公開の
運用状況などについて
総務課 ☎83-2112

令和5年度の情報公開制度および個人情報制度の運用状況は次のとおりです。

■ 情報公開 請求5件

■ 個人情報開示 請求0件



献血にご協力ください

旭川赤十字血液センターの移動採血車が次の日程で献血を実施します。ご協力をお願いします。

12月18日(水)	9:30～10:30	大雪消防組合東消防署
	12:00～12:50	匠工芸前
	13:20～14:20	東神楽農協前
	14:50～16:30	複合施設はなのわ前

【服薬と献血について】

- ・ 当日服薬でも献血可能な薬
血圧、コレステロール、鼻炎など
 - ・ 当日服薬してなければ献血可能な薬
痛み止め、尿酸を下げる薬(痛風)、風邪薬(市販)など
 - ・ 服薬中止後から3日間不可な薬
抗生物質、血糖値を下げる薬、精神安定剤など
- ※詳しくは当日の問診でお尋ねください。

ご注意ください!

広報1月号の発送日が変わります

広報東神楽は毎月第4木曜日に発行し、各町内会・行政区へお持ちしています。

しかしながら、年末の忙しい時期に近いことから広報1月号については、普段より1週早い12月19日(木)に発送日が変更となります。

配送などにご協力いただいている皆さまにはご迷惑をおかけします。

どうぞよろしくお願いたします。

広報1月号の発送日

12月19日(木)

■ 問合せ まちづくり推進課地域政策係 (☎83-2113)

■ 問合せ 健康ふくし課保健指導係 (☎83-5431)

飼い犬のふんの処理は責任を持ってしましょう

くらしの窓口課環境生活係☎83-5402

散歩中の犬のふんの置き去りについて、多くの相談が寄せられています。ふんの放置は、そこで生活する人にとって非常に不快で、迷惑な行為です。散歩は排泄の機会ではありません。排泄はできるだけ自宅で行いましょう。散歩中にウンチをしてしまった場合は、袋に入れて持ち帰り、可燃ごみとして処分するなど責任を持って適切に処理してください。

また、積雪の時期になると、トイレの跡が目立つようになります。冬場の適切な対応が、雪解け時の不快感や清掃の軽減に繋がりますので、必ず後始末をお願いします。



犬の登録変更は必ず届出をしてください

くらしの窓口課環境生活係☎83-5402

■犬が死亡したとき 犬の登録番号や名前、死亡年月などを電話または窓口でお知らせください。

■住所や飼い主を変更したとき

【町内↓町内】犬の登録番号や新旧の情報を記載した「犬の登録事項変更届」を提出してください。

【町内↓町外】東神楽町での手続きはありません。転出先の市町村で届出をしてください。

【町外↓町内】旧住所地で交付された犬の鑑札を持参し「犬の登録事項変更届」を提出してください。



心身障がい者の巡回相談を実施します

健康ふくし課社会福祉係☎83-5430

道立心身障害者総合相談所による巡回相談が実施されます。

相談は予約制です。希望される方は事前に健康ふくし課社会福祉係までご連絡ください。

■日時 令和7年1月28日(火)〜1月30日(木)、3月11日(火)〜13日(木)の午前9時〜午後5時
※1月30日(木)、3月13日(木)は午前9時〜12時

■場所 旭川市障害者福祉センター「おびつた」(旭川市宮前1条3丁目3番7号)

■相談内容

①身体障がい者および知的障がい者の方の医学的、心理的および職能的判定など

②補装具の処方および適合判定など

③その他身体障がい者および知的障がい者の方の専門的相談など

※18歳以上の療育手帳の再判定は、原則文書判定となりますが、事前に面談を行う必要がありますので、再判定時期がきましたら健康ふくし課社会福祉係までご連絡ください。

冬の生活支援費を支給します

健康ふくし課社会福祉係☎83-5430

町では対象世帯に対し、冬期間に増大する燃料費や暖房器具の購入費などの一部を支給します。期日までに申請手続きを行ってください。

■対象となる世帯 基準日(令和6年12月1日)から申請日まで継続して町内に住所を有し、次の1〜3のいずれかに該当する令和6年度の市町村民税が非課税の世帯(世帯が別であったも同じ家に住んでいる場合、または生活実態が別世帯と判断できない場合は同一世帯とみなします)。

会計年度任用職員を募集します

次のとおり、会計年度任用職員を募集します。

■勤務期間 令和7年4月1日〜令和8年3月31日
※ガーデナーのみ令和7年11月20日まで
※更新の可能性あり

■募集職種

- ・ガーデナー……………若干名
- ・特別支援教育支援員……………1名
- ・児童クラブ支援員……………1名
- ・療育指導員……………2名
- ・相談支援専門員……………1名
- ・認定こども園保育教諭……………1名
- ・小規模保育園保育士……………1名
- ・小規模保育園調理員……………1名

■応募方法 町内各施設に設置の指定履歴書に必要事項および希望する職種を記入のうえ、12月20日(金)までに総務課へ提出してください。

※郵送可、ただし必着

■試験など 履歴書により選考した後、面接試験を実施します。

※応募に関する詳細(勤務場所・勤務日・勤務時間・報酬など)は、ホームページまたは町内各施設に設置のチラシをご覧ください。



■問合せ 総務課職員係(☎83-2112)

【高齢者世帯】世帯全員が令和7年3月31日までに65歳以上となる非課税世帯

【障がい者世帯】障がい者手帳（身体・療育・精神）の交付を受けている方がいる非課税世帯

【ひとり親家庭世帯】

①ひとり親家庭等医療受給者証の交付を受けている

②児童扶養手当を受給している
上記①、②のいずれかに該当する非課税世帯

※ただし、次の場合は該当しません。

・対象となる世帯のほかに、市町村民税の課税者が同居している場合

・申請日時時点で医療機関に入院している場合

・東神楽町に居住実態が無い場合

・対象となる高齢者、障がい者（児）などが社会福祉施設および職員が常駐している建物に入所している場合

■支給額 1世帯あたり1万円の商品券を支給。

■受付期間 12月2日(月)～令和7年3月31日(月)

※郵送の場合、3月31日(月)の消印まで有効

■受付場所 健康ふくし課・ふれあい交流館（午前8時30分～

午後5時15分）

※土・日・祝日、年末年始を除く

※窓口での手続きが難しい方には、申請書を郵送します。ご連絡ください。3月中に申請された場合や、ふれあい交流館で申請された場合、支給決定などは後日通知します。

■その他

・令和6年1月2日以降に転入した場合などで、町に課税資料がない方は、令和6年1月1日に居住していた市町村発行の「市町村民税非課税証明書」が必要です。

・申請される方が対象者と別居している場合、委任状が必要です。

・国民年金を忘れずに納付しましょう

■保険料の納め忘れはありませんか？

日本国内に住所を有する20歳以上60歳未満の方は、国民年金に加入することになっており、老齢基礎年金や障害基礎年金などの給付を受けるためには保険料の納付期間や免除期間

などに一定の要件が定められています。保険料の納め忘れがあると、年金を受けられなくなる場合がありますので、保険料は忘れずに納めましょう。

■保険料を納めることが困難な方は

保険料を納めることが困難な場合は、申請により保険料の納付が免除される「免除制度」があります。免除の承認については、本人や配偶者、世帯主の前年度の所得状況により決定されます。

■令和6年度保険料 月額1万6980円

■年金の予約相談を実施しています

年金事務所では、お客様の都合・ご相談内容に合わせたスムーズで丁寧な対応を行うため、年金の予約相談を実施しています。相談希望日の1か月前から前日まで受付可能で、ご連絡の際は、基礎年金番号のわかる年金手帳や年金証書をご準備ください。

【予約申し込み先】予約受付専用電話（☎05770-051489）

【受付時間】午前8時30分から午後5時15分まで（月～金曜日）

※土・日・祝日、12月29日～1月3日はご利用いただけません。



農業委員会からのお知らせ
参考賃借料の設定

平成21年に「標準小作料」が廃止されたことに伴い、東神楽町農業委員会では、賃借料の目安として「参考賃借料」を設定しています。今後の賃貸借契約の参考としてください。

■農地区別参考賃借料（田のみ）

【10aあたりの価格】

- ・上田 1万4,000円
- ・中田 1万1,000円
- ・下田 7,000円



※適用期間：令和7年1月から令和9年12月まで
※前期間と同額です。

※大きな価格の変動などがあった場合は、その都度見直します。

■問合せ 農業委員会（☎83-5440）

東神楽町にお住まいの方限定!!
ゆ
広報東神楽見たよ!で
幸せクーポンもらえます!
入館料が2名様通常3,200円(税込)のところ
2,600円(税込) (1名様あたり1,300円)
※期限:2024年12月31日(火)まで ※特別期間を除く ※万葉の湯旭川館限定 ※他券サービス併用不可
ご利用の際は、東神楽町にお住まいであることが証明できる物の提示と、万葉プレミアム会員へのご登録をお願い致します。
いつでも手ぶらでOK! 大人1,600円(税込)
入館料全日
■バスタオル
■フェイスタオル
■浴衣 付
万葉の湯 年中無休/23時間営業(午前10:00~翌朝9:00) ※深夜2時より別途料金加算となります。お問い合わせご予約は TEL.0166-62-8910 〒070-8061 北海道旭川市高砂台1-1-52 旭川高砂台

【有料広告】

固定資産税の課税免除について

産業振興課 工観光係 ☎83-2114

■東神楽町企業等立地促進条例に係る固定資産税の課税免除について 町内で、一定の要件を満たした工場、事業所および試験研究施設を新設、増設または既存の事業場を取得した事業者は、条例に基づき、固定資産税の課税免除が受けられます。

①対象業種 製造および加工業、情報通信業、運輸業、卸売・小売業、サービス業、医療・福祉、漁業などです。

②要件 次の要件を満たす方です。

- ・新設し固定資産の投資額が、2500万円を超え、かつ、新設後における常時雇用する従業員数が3人以上
- ・増設し固定資産の投資額が1500万円を超え、かつ、増設に伴い増加する常時雇用する従業員数が1人以上
- ・既存事業場の取得し固定資産税の投資額が1500万円を超え、かつ、取得後における常時雇用する従業員数が3人以上

③課税免除の対象 事業に直接係る機械および装置もしくは建物、土地に対して課する固

定資産税です。

④免除期間 3年度間

⑤課税免除の申請 課税免除を受けようとする年の1月31日(金)までに必要書類を添付し、産業振興課に申請してください。

■東神楽町再生可能エネルギー推進条例に係る固定資産税の課税免除について 環境負荷の軽減および低炭素化を図り、社会への環境保全に貢献し、地域経済の発展に寄与するため、再生可能エネルギーを生成するための設備を新設または増設した事業者は、条例に基づき、固定資産税の課税免除が受けられます。

①対象事業者 町内において再生可能エネルギーを供給する事業を営む法人または個人

②課税免除の対象 再生可能エネルギーを生成するために新設または増設された設備の償却資産

③免除期間 3年度間

④課税免除の申請 課税免除を受けようとする年の1月31日(金)までに必要書類を添付し、産業振興課に申請してください。

※家庭用太陽光発電設備は対象外となります。



税務課からのお知らせ

税務課課税係 ☎83-2119

収納対策係 ☎83-5404

■第6期各種保険料の納期限は12月30日(月)です。納期限を過ぎ

てから納められる場合、延滞金がかかることがありますので、納期限までに完納くださるようお願いいたします。

- ・国民健康保険料(第6期分)
- ・介護保険料(第6期分)
- ・後期高齢者医療保険料(第6期分)

また、病気・負傷・失業・事業の倒産などにより生活が著しく困窮した場合や、災害により被害を受け納期限までに納めることが困難な場合には、税務課収納対策係までご相談ください。

■償却資産(固定資産税)は期日までの申告を 会社や個人が事業用(工場、飲食店、小売店、農業など)として所有している償却資産(土地・家屋を除く)

は申告が必要です。令和7年1月1日(水)現在の状況を、1月31日(金)までに税務課まで申告してください。

【対象となるもの】構築物(ビニールハウス、堆肥場など)、機械および装置(ポンプ、乾燥機、動力配線設備など)、車両および

地域おこし協力隊 スマホ相談会

■参加料 無料

■予約 不要

■開催日時

- ・ふれあい交流館
12月6日(金) 午前9時15分～11時45分
12月20日(金) 午前9時15分～11時45分
- ・交流プラザつつじ館
12月13日(金) 午前9時15分～11時45分
- ・複合施設はなのわ(花の駅)
12月23日(月) 午前9時15分～11時45分

相談多数の場合は、相席またはお待ちいただく場合があります。あらかじめご了承ください。

■問合せ 総務課 (☎83-2112)



ご協力ください 歳末たすけあい運動

今年も12月1日から「歳末たすけあい運動」が始まります。この運動は、新たな年を迎える時期に、支援を必要とする人たちが地域で安心して暮らすことができるようにとの願いを込めて全国一斉に実施されています。

寄せられた募金について、東神楽町では、申請世帯に対し、歳末見舞金、歳末暖房費、歳末高齢者非常食セット、歳末子ども図書カードの各支援を実施予定です。歳末たすけあい募金は、赤い羽共同募金と同様に法律で定められた「計画募金」です。募金の目標額は例年と同様に1戸500円です。

各行政区の社会福祉協議会推進委員を通じて「歳末たすけあい募金」の協力を呼び掛けています。ご理解とご協力をお願いします。

■問合せ 社会福祉協議会 (☎83-5424)

運搬具（除雪車、大型特殊自動車などで自動車税および軽自動車税種別割の対象とならないもの）、工具、器具、備品（OA機器、通信設備、ロッカー、育苗箱など）

■**固定資産税をご確認ください**
令和6年度の納税通知書にあわせて、固定資産（土地・家屋）の課税明細書を送付しています。もう一度ご覧になり、資産の確認をお願いします。次のような場合には、税務課へ届け出てください。

- 【**家屋**】
- ① 建物を新築・増築・改築したとき
 - ② 建物の一部または全部を取り壊したとき
 - ③ 家屋の用途を変更したとき
 - ④ 登記されていない家屋を売買したとき

■**家屋評価のご協力をお願い**
新増改築（改築は簡易なリフォームを除く）された家屋は、家屋評価（固定資産税）の対象となります。工事完了後に調査員が伺いますので、税務課までご連絡願います（評価にあたり建築図面などをお借りする場合があります）。

なお、建築基準法の規定による確認申請書を提出している家

屋のうち、完了検査を町が実施している場合は完了検査と同時に評価を行うため、連絡は不要です。

■**法定調書の提出について**
令和6年分の「給与所得の源泉徴収票」などの法定調書をそれぞれ次の区分により令和7年1月31日（金）までに提出してください。

法定調書	提出先
給与所得の源泉徴収票、退職所得の源泉徴収票、不動産の使用料などの支払調書、その他の法定調書	所轄 税務署長
給与支払報告書（個人別明細書）、退職所得の特別徴収票など	市町村長

【**法定調書に係るお問い合わせ**】
給与支払報告書関係・税務課課税係（☎83-2119）上記以外・旭川東税務署（☎23-6291）



みんなの 広場

町民の皆さんや公民館が行う講座や催し、サークルなどの会員募集などのお知らせを掲載する生活情報ページです。

掲載を希望される方は「広報東神楽『みんなの広場』掲載申込専用フォーム」に必要事項を入力の上、お申込みください。

なお、校正を円滑に行うため申込みはホームページの申込専用フォームのみとなります。掲載ルールなど詳しくは、申込専用フォームをご確認ください。



申込フォーム

ドレミウインターコンサート

主催 ドレミ教室
参加費 無料
日時 12月15日(日)
会場 文化ホール花音
ドレミ教室生徒、少年団、サークルなど子どもから大人まで誰でも参加できる発表会。ピアノ、歌、吹奏楽、折り紙、縄跳び、色んなパフォーマンスを見に来てね！

連絡先 竹元
(☎090-9759-7551)



なるほどビレッジ vol.2

主催 WAKUWAKUプロジェクト
参加費 無料
10月26日(土)ふれあい交流館にて第2回なるほどビレッジを開催しました。当日は、朝から目当ての体験を求めて長蛇の列が...こどもも大人も楽しみました！

代表 小宮谷 章



まちの情報募集中！

皆さんの周りで「町内でこんなイベントがあるよ」「こんなすごい人がいるよ」といったことはありませんか？広報東神楽では皆さんからのまちの情報を随時募集しています。広報担当だけでは全てのイベントを把握したり、伺うことは難しいため、なにか情報がありましたら、お気軽にまちづくり推進課地域政策係広報担当までお知らせください。

■**問合せ** まちづくり推進課地域政策係（☎83-2113）

ルールを守って
正しいごみ分別を

くらしの窓口課環境生活係 ☎83-54202

【可燃ごみ】

・可燃ごみ処理券（赤色のシール）を貼ってください。

・出す際の注意点 硬質プラスチック製品（ボールペンなどは不燃）は入っていないか、金属製品は入っていないか

【不燃ごみ】

・不燃ごみ処理券（緑色のシール）を貼ってください。

・出す際の注意点 有害ごみ（スプレー缶やライターなど）が入っていないか、おもちゃなどの電化製品に電池は入っていないか

【有害ごみ】

・対象品目 ①スプレー缶・カセットボンベ、②電池、③ライター、④体温計、⑤電球・蛍光灯

・種別（上記①～⑤ごとに「有害ごみ」と記入した袋に入れて出してください。

・ごみ処理券は必要ありません。
・スプレー缶・カセットボンベは中身を使いきり、穴を開けずに出してください。
・不燃ごみとは袋を分けてください。

【資源ごみ】

・対象品目 ①新聞・雑誌、②ダンボール、③紙パック、④紙箱・包装紙・紙袋、⑤布類、⑥びん類、⑦金属類、⑧ペットボトル、⑨その他プラスチック

・種別（右記①～⑨ごとに袋を分けて出してください。

・汚れている場合は必ず洗ってください。

・汚れの落ちないものは、それぞれ【可燃ごみ】【不燃ごみ】として出してください。

【大型ごみ】

・45リットルサイズのごみ袋に入らないもの（袋に入れて口が結べないもの）や重量10kg以上のものは大型ごみです。

・大型ごみ処理券（青色のシール）を貼り、東神楽環境企業組合（☎83-5425）に事前に収集申込をしてください。

【小型家電】

・対象品目 携帯電話、ゲーム機、炊飯器、ドライヤーなど26品目

・小さい物は袋などに入れ、大きい物は直接ごみボックスの横に置いてください。

・箱、梱包していたビニール袋、説明書などは対象外です。それぞれ分別してください。
・ゲーム機などに入っている電

池・バッテリーは取り外して
ください。

【収集できない家電ごみ】

テレビ（ブラウン管式、液晶式、プラズマ式）、エアコン、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機、衣類乾燥機については、家電リサイクル法対象品目のため、収集することができません。次の方法で処分してください。

①家電販売店で、過去にそのお店から購入したものを、買い替えをするときに不要になったものは、引き取り依頼をしてください。

②郵便局で家電リサイクル券を購入し、直接自分で引取場所まで持ち込んでください。

・（株）鈴木商會道北支店旭川事業所（旭川市永山北4条6丁目1番3号） ☎47-0000
・札幌通運（旭川支店）（旭川市永山北1条7丁目38番地） ☎48-2101

【大量のごみが出た場合】

家庭で大量のごみが出た場合は、町民の方はしらかば清掃センターに持ち込むことができます（10kgにつき80円の処理手数料がかかります）。

家電リサイクル・パソコンリサイクル対象品や農業用ビニール、タイヤ、ホイールなどの自

動車の部品類などは持ち込みできません。

※しらかば清掃センターの年末年始の休館日については、「年末年始暮らしの情報」のページをご覧ください。

【その他】

正しい分別がなされていないもの、ごみ処理券が貼られていないものは収集できません。詳しくは、次のQRコードから検索してください。



令和6年度自衛官候補生を募集します

自衛隊旭川地方協力本部 ☎55-01000

■資格 日本国籍を有し、採用予定月の1日現在18歳以上33歳未満の男女

■受付期間 年間を通じて受付

■試験日 12月15日(日)・16日(月)

■試験会場 陸上自衛隊旭川駐屯地（旭川市春光町）



総合体育館アリーナの 工事に伴う利用制限について

総合体育館アリーナの照明器具LED化工事に伴い、館内の利用区域の制限を行います。なお、地域世代交流センターこれっとは、全館休館期間以外は利用できます。ご利用の皆さまにはご不便をおかけしますが、ご理解ください。

■工事期間 令和7年2月1日(土)～14日(金)

■工事期間中の利用可能区域

2月1日(土)～7日(金)	2階アリーナ、柔道場、卓球場、トレーニングルーム、プレイルーム
2月10日(月)	トレーニングルーム、プレイルーム
2月11日(火)～14日(金)	1階アリーナ、トレーニングルーム、プレイルーム

■全館休館 2月8日(土)～9日(日)

※工事の進捗により、日程が変更になる場合があります。

■問合せ これっと総合体育館（☎83-5423）

ゼロカーボンシティへの挑戦

地球にやさしく冬を楽しもう！ ゼロカーボンのすすめ

冬の暖房を上手に使って
CO₂を減らそう

厳しい寒さの続く北海道の冬、暖房は欠かせませんが、ちょっとした工夫で暖房のエネルギー消費を抑えることができます。暖房の使い方を少し見直すだけで、地球にもお財布にもやさしい冬の過ごし方ができるのです。今回は、ゼロカーボンの観点で「冬の暖房を上手に使う方法」をご紹介します。

暖房の「適温」を意識してみよう

寒さが厳しいと、つい高めの設定にしがちですが、暖房の理想的な温度は20度前後と言われています。設定温度を1度下げただけで、エネルギー消費を約10%抑えられ、CO₂削減にも効果的です。「20度では寒い」と感じる方は、厚着やひざ掛けを活用し、足元を温めるなど工夫してみてください。

部屋の「熱の逃げ道」を防ぎましょう

暖房を効率的に使うには、室内の暖かさを逃がさない工夫も欠かせま

せん。窓やドアから冷たい空気が入ってくると、暖房の効果が下がり、エネルギーを多く使う原因になります。次の方法で冷気を防ぎ、部屋を暖かく保ちましょう。

- ・窓には断熱シートを貼る
- ・窓に断熱シートを貼ると、冷気の侵入を防ぎ、室温の低下を抑えることができます。透明タイプのフィルムを選べば、見た目に影響が少なく快適です。
- ・厚手のカーテンで冷気をシャットアウト

厚手のカーテンを窓に使用することで、冷たい外気が室内に入るのを防ぎます。特に朝と夜にはカーテンを閉め、室内の暖かい空気が逃げないようにしましょう。

暖房の「ひと工夫」で効率アップ！

暖房を使用する際に少し工夫を加えるだけで、快適さを保ちながらエネルギーを節約することができます。

- ・サーキュレーターで空気を循環させる

暖かい空気は部屋の上にとまりやすいものです。サーキュレーターや扇風機で空気を循環させると、部屋全体が効率よく暖まります。天井に

向けて空気を送ることで暖房効率がアップし、エネルギー消費を抑えられます。

- ・タイマー機能で不要な消費をカット
- 夜や外出時につけっぱなしを防ぐために、タイマー機能を活用しましょう。必要な時間だけ暖房を使うことで、エネルギーの無駄遣いを減らせます。

「家族みんなで暖かく過ごす」もエコ活動！

家族がそれぞれの部屋で暖房を使うと、エネルギー消費が増えてしまいます。リビングなどに集まり、暖房を共有することで家全体のエネルギー使用を抑えられます。家族で過ごす時間も増え、心まで温まる冬の過ごし方です。

これらの工夫を実践することで、日々の生活で少しずつCO₂を減らせます。地球にやさしい冬を楽しむことができます。温かく快適に過ごしながら、未来のためにゼロカーボンの一歩を一緒に踏み出しましょう。



12月 イベント カレンダー

休館日案内 交流プラザつつじ館 東神楽町図書館

1日(日)		つ
2日(月)	図書館出入口前通路通行止め(～12/4) 冬の生活支援費受付開始(～3/31)	☒
3日(火)		
4日(水)	ころころ広場(ふれあい交流館)	
5日(木)		
6日(金)	地域おこし協力隊スマホ相談会(ふれあい交流館) 東神楽地域づくりセミナー(11月号)	
7日(土)	おうまのおやおはなし会	
8日(日)		つ
9日(月)	お正月飾りワークショップ申込期間(～12/13)	☒
10日(火)	子育て講座(ティコット)	
11日(水)	花のまちづくり座談会(ふれあい交流館) すくよちのび広場(ティコット) 【診療所】受付午前11時45分まで午後休診	
12日(木)	花のまちづくり座談会(複合施設はなのわ) すくすく広場(ふれあい交流館)	
13日(金)	よちのび広場(ふれあい交流館) 地域おこし協力隊スマホ相談会(つつじ館)	
14日(土)		
15日(日)		つ

【公共施設などの休業期間】 ※詳しくはP4をご覧ください

施設名	休業期間
複合施設(役場、会議室など)	12月31日(火)～1月5日(日)
町立診療所	
子育て支援センター	
地域世代交流センターばれっと	
交流プラザつつじ館	
ふれあい交流館	12月30日(月)～1月6日(月)
これっと・総合体育館	
東神楽町図書館	
スクールバス	12月31日(火)～1月3日(金)

16日(月)		☒
17日(火)	子育て講座(ふれあい交流館)	
18日(水)	旭川赤十字血液センター移動献血	
19日(木)	広報東神楽1月号発送日	
20日(金)	お正月飾りワークショップ(複合施設はなのわ) わくわく教室(ふれあい交流館)、会計年度任用職員応募締切 地域おこし協力隊スマホ相談会(ふれあい交流館)	
21日(土)	お正月飾りワークショップ(ふれあい交流館)	
22日(日)		つ
23日(月)	し尿くみ取り年内最終日 地域おこし協力隊スマホ相談会(複合施設はなのわ)	☒
24日(火)	助産師健康相談・健康相談(ふれあい交流館)	
25日(水)		
26日(木)	スクールバス冬休み期間時刻の開催(～1/14)	
27日(金)		☒
28日(土)		
29日(日)	マイナンバーに関する手続き休止(～1/5)	つ
30日(月)	第6期各種保険料納期限	☒
31日(火)	スクールバス運休(～1/3) ごみの収集休止(～1/5) 【診療所】終日休診(～1/5)	つ ☒

SNSや防災無線もチェック!



ご意見・ご感想を
お寄せください

〒071-1592 北海道上川郡東神楽町南1条西1丁目
TEL 0166-83-2113 FAX 0166-83-4180
発行日 / 令和6年11月28日発行 発行者 / 東神楽町
<https://www.town.higashikagura.lg.jp>

東神楽町

検索

編集者 / まちづくり推進課

